

募 集 要 領

1 業務内容

西ヶ原研修合同庁舎内における弁当販売に係る経營業務
詳細は別添仕様書のとおりに。

2 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、業務を履行するために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び(7)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (12) 免許が必要な販売商品を取り扱う場合は、当該免許を取得すること。
- (13) 食堂の設置及び経営事業を行うにあたっての各種法令等を遵守すること。
- (14) 本件公募に関する説明会に参加した者であること。

3 設置施設の名称及び所在地

西ヶ原研修合同庁舎
東京都北区西ヶ原2-2-1

4 業務開始予定日

令和7年10月6日（月）

5 利用見込み食数

約 13,658 食（令和6年度食堂における昼食売上数）

6 施設概要

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 食堂面積 | 291.41 平方メートル |
| (うち使用許可面積 | 8.0 平方メートル) |
| (2) 席数 | 約 267 席 |

7 費用負担

- (1) 光熱水料は、実費相当額を負担すること。
- (2) 廃棄物処理にかかる費用の一切は業者が負担すること。
- (3) 開店に伴う初度整備費用の一切は業者が負担すること。

8 営業条件

別添仕様書のとおり。

9 企画提案書等の提出

次の書類を提出期限までに提出先に持参すること。

- (1) 企画提案書 (A4 タテ、任意様式、9 部)

※ 審査の公正を期すため、8 部については参加事業者、参加者名及びフランチャイズ契約企業名を伏せた状態で提出すること。

※ 担当職員からメールで業務概要（要約版）（様式 1）を送信するので、業務概要（要約版）（様式 1）を作成し、提出すること。また、資料も併せて添付すること。

なお、以下の事項については審査必須項目であり、業務概要（要約版）（様式 1）に記載のない場合は失格とする。

【弁当販売業務】

① 職員のニーズへの対応

- ・職員のニーズにあった決済方法・営業時間
- ・職員のニーズにあったメニュー・価格・サービス等
- ・主なメニューの種類及びメニューについてのセールスポイント
- ・食材についてのセールスポイント

② 安定的かつ継続的な店舗運営に必要な能力

- ・資金、人材、ノウハウ等の経営資源
- ・徹底した従業員の教育、訓練体制
- ・適正な従業員の配置体制
- ・適正な安全管理体制
- ・健全な収支計画

③ 衛生管理の体制等

- ・施設及び従業員の衛生管理体制については、具体的な実施計画を策定し提案することとし、下記については必須とする。

※過去 5 年における食中毒事故歴（「申告書（様式 3）」に記載し提出すること。

なお「該当なし」の場合には、その旨を記載し提出すること。）

※従業員の細菌検査の実施回数等（検便による各種細菌検査を月 1 回以上必須）

④ その他のセールスポイント

- ・上記項目以外に企画提案があれば、その内容を記載すること。

- (2) 設置備品類の一覧表（電気等の各容量及び総容量を記載）＜任意様式＞（1 部）

(3) 添付書類 (1 部)

【法人】

- ① 業務確約書 (様式 4)
- ② 会社の登記簿謄本
- ③ 直近 3 年間の決算書 (貸借対照表、損益計算書)
- ④ 納税証明書 (その 3 の 3 (法人税、消費税及地方消費税))
- ⑤ 会社概要 (様式 5)
- ⑥ フランチャイズ契約を締結する場合は、それを証明するもの (様式 6)
- ⑦ 誓約書 (様式 7)
- ⑧ 役員名簿
- ⑨ 免許が必要な販売商品を取り扱う場合は、当該免許の写し

【個人】

- ① 業務確約書 (様式 4)
- ② 直近 3 年間の確定 (修正) 申告書 (控) の写し
- ③ 直近 3 年間の青色申告決算書もしくは収支内訳書の写し
- ④ 納税証明書 (その 3 の 2 (申告所得税及復興特別所得税、消費税及地方消費税))
- ⑤ 履歴書 (任意様式)
- ⑥ フランチャイズ契約を締結する場合は、それを証明するもの (様式 6)
- ⑦ 誓約書 (様式 7)
- ⑧ 役員名簿
- ⑨ 免許が必要な販売商品を取り扱う場合は、当該免許の写し

10 企画提案書等の提出先及び提出日時

(提出先)

東京都千代田区霞が関 3-1-1

財務省大臣官房厚生管理官付共済第四係 (本庁舎 3 階第一食堂事務室)

(提出期限)

令和 7 年 9 月 9 日 (火)

(受付時間)

平日 9 時 30 分～11 時 30 分、14 時 00 分～17 時 30 分

11 決定方法

提出された企画提案書等を基に企画選定委員が様式 2 のとおり審査の上、決定する。

- (1) 審査の結果、企画提案内容及び実施能力等が同等と判断され、審査により決しない場合には、公開抽選を行い決定する。公開抽選の方法は、くじによるものとする。この場合において、公開抽選会に参加しない者又はくじを引かない者があるときは、その者を失格とする。
- (2) 審査の結果、当方が設定する最低基準に全参加業者が満たない場合には、再度企画選定委員と協議し決定するので、参加業者はこれに従うこととする。

12 決定日

令和 7 年 9 月 19 日 (金)

ただし、前記に定める公開抽選を行う場合は、公開抽選会開催日とする。

公開抽選会予定日は、令和7年9月22日（月）とする。

13 その他

(1) 募集要領等の取扱

本募集要領等は、委託業務実施のために作成したものであり、他の目的に使用することは禁止する。

(2) 本件に関する質疑

説明会終了後の本件に関する質疑については、質問書（様式8）を作成し、令和7年9月9日（火）17時30分までに、上記10の提出先へ質問書を提出すること。

(3) 質疑に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

令和7年9月9日（火）までの平日9時30分から11時30分及び14時00分から17時30分に担当係カウンターにて開示する。

(4) 提出した「企画提案書等」の取扱い

一旦提出された「企画提案書等」は、いかなる理由であっても返却しない。

(5) 「企画提案書」の作成費用

提案者負担とする。

(6) 提出に関する注意事項

郵便等により企画提案書等を送付する場合には、封筒に『「西ヶ原研修合同庁舎内における弁当販売に係る経營業務」の企画提案書等在中』と朱書きし、書留郵便により上記10の提出期限までに必着するように送付しなければならない。

14 照会先

東京都千代田区霞が関3-1-1

財務省大臣官房厚生管理官付共済第四係

電話 03-3581-4111 内線 2189

FAX 03-5251-2110

(案)

西ケ原研修合同庁舎内における弁当販売に係る経營業務委託契約書

財務省共済組合財務本省支部長 大臣官房厚生管理官 山本 健治(以下「甲」という。)
とく 事業者名 > < 代表者名 > (以下「乙」という。)とは、次の条項により「西ケ原研修合同庁舎内における弁当販売に係る経営委託」に関する契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約の各条項を履行するものとする。

(本契約の目的)

第2条 本契約では、西ケ原研修合同庁舎における研修に参加する研修生及び研修業務に従事する職員の福祉の増進に資することを目的とし、良質かつ低廉な食事を提供するため、別添「仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき行う、西ケ原研修合同庁舎内における弁当販売に係る経営委託業務(以下「本業務」という。)に関する事項を定めるものである。

2 乙は、本契約の条項に従い、本業務を行うものとする。

(契約期間等)

第3条 契約期間は、令和7年10月6日(予定)から令和12年9月30日までとする。

(営業時間等)

第4条 営業日、営業時間、サービスの方法及びメニューについては、仕様書に定めるところによる。

(権利義務の譲渡等の制限)

第5条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下同じ。)に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(下請け、委託等の禁止)

第6条 乙は、本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、甲の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲の秘密情報(書面等をもって甲が乙に提供した情報及び甲の施設内又はそれに準じる場所で作業する際に見聞又は認

(案)

識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。)の機密性を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

- 2 乙は、本業務及び前項にて秘密保持義務を負っている甲の秘密情報が化体された成果物、ソフトウェア、図面、書類、データ等を、本契約履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、または使用させてはならない。
- 3 乙は、自らの従事者その他の者に対して、本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- 4 個人情報に関する取扱いについては、前各項に掲げるほか別紙1の取扱いを遵守しなければならない。
- 5 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

(施設等の使用)

第8条 甲は、乙に対し、委託業務の遂行のため、仕様書に定める施設等を使用させることとする。

(使用料等)

第9条 施設等の使用料は、無償とする。

- 2 乙は、甲が実績をもとに請求する光熱水料を支払うものとする。

(物件保全義務)

第10条 乙は、善良な管理者の注意をもって施設等を管理しなければならない。

- 2 乙は、施設等の使用に当たって、西ヶ原研修合同庁舎の管理に関する規則（平成29年財務省訓令第4号）を遵守するほか、災害予防に特に留意しなければならない。

(施設等使用上の制限)

第11条 乙は、いかなる名目又は形態によるかを問わず、施設等の全部又は一部を第三者に利用させ、使用させ、若しくは貸与し又は委託業務以外の用に供してはならない。

(施設等の変更承認)

第12条 乙は、乙の負担において、施設等を変更し又は新たに設置しようとするときは、あらかじめ文書をもって甲の承認を受けなければならない。

(身元保証等)

第13条 乙は、乙の従業員を西ヶ原研修合同庁舎内で勤務させようとするときは、その者に係る履歴書（写）その他甲の定める書類を甲に届け出なければならない。

- 2 乙は、勤務する乙の従業員の身元保証、健康管理及び就業に関する責に任ずるものとする。

(服务等)

第14条 乙は、本業務を行うに当たっては、甲の指示に従い、常に善良な管理者の注意をも

(案)

って行わなければならない。

- 2 乙は、乙の従事者の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負うものとする。
- 3 甲は、乙の従事者が不相当と認めたときは、乙に対して従事者の交替を求めることができる。
- 4 乙は、本業務を行うに当たっては、必要に応じ現場責任者を定め、甲に通知するものとする。

(監督等)

第15条 甲は、本契約の履行に関し、乙の本業務の遂行を監督し、又は、必要な指示をすることができる。

- 2 乙は、甲の監督又は指示に従わなければならない。

(経費の負担)

第16条 本業務に伴う一切の費用は、乙の負担とする。

(報酬及び対価)

第17条 甲は、乙に対し、委託に伴う報酬、その他いかなる対価も支払わない。

(名義使用の制限)

第18条 乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

(経営状況の報告等)

第19条 乙は、仕様書に定めるところにより、弁当販売業務に係る経営状況を甲に報告するものとする。

- 2 甲は、委託業務の経営内容について随時検査し、報告を求め、必要と認めるときは、改善を指示することができる。
- 3 委託業務に関し事故等が発生した場合、乙は、速やかに、その内容を甲に報告するものとする。
- 4 乙は、本業務の完了後においても、甲から本業務の内容について説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(損害賠償)

第20条 乙は、自己の責に帰すべき理由により、施設等を滅失又は損傷したとき、その他委託業務の遂行に当たり甲に損害を与えたときは、甲の定めるところにより損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、委託業務の遂行に当たり自己の責に帰すべき理由により第三者に損害を与えたときは、乙においてその損害を賠償しなければならない。

(案)

(業務完了後における説明等)

第21条 乙は、本業務の完了後においても、甲から本業務の内容について説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(事情変更)

第22条 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(契約の解除)

第23条 甲乙いずれか一方が、自己の都合により契約を解除しようとするときは、3ヶ月前までに文書による通告をもって契約を解除することができる。

2 甲は、乙に次の各号に該当する事由が生じ、その事由により乙による本契約上の義務の履行に重大な支障が生じると認められたときは、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき。

(2) 相当な理由なく、期間内に本契約を履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。

(4) 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由があるとき。

(5) 本業務の履行に著しい遅延があったとき。

(6) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。

(7) 自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき。

(8) 破産、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。

(9) 手形、小切手の不渡り等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。

(10) 解散の決議をしたとき。

(11) 役員等（個人である場合その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(12) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(13) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(14) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどし

(案)

ているとき。

(15) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(16) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。

(17) 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。

(18) 自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。

(19) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為をしたとき。

(20) その他、第16号から第19号に準ずる行為をしたとき。

(請求権の放棄)

第24条 前条の場合において、乙は甲に対して契約の解除による異議の申し立て、経営権の補償等の損害賠償、その他一切の請求をすることができない。

(本契約の任意解約等)

第25条 甲は、必要に応じて本契約の内容を変更し、又は本契約を一時中止し、若しくは打切ることができるものとする。

2 甲が前項により本契約の内容変更又は一時中断若しくは打切りをした場合には、甲は、乙の要求により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する費用を補償するものとする。

(1) 本契約の内容変更の場合 合理的な追加費用

(2) 本契約の一時中止又は打切の場合 当該時点までに乙に発生した合理的な費用

3 前項の場合において、乙は、甲に対して前項の費用以外に損害賠償その他名目のいかなるものを問わず金銭を要求することができないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第26条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第7条の9第1項、第2項若しくは第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(案)

(原状回復義務)

第27条 乙は、第3条の規定により、契約期間が満了したときは、契約の終了の日までに、第22条、第23条、第25条及び第26条の規定により契約が変更され又は解除等されたときは、甲の指定する日までに、施設等を原状に回復して返還しなければならない。この場合、乙は、有益費、必要費、移転料等、その他名称のいかんを問わず、施設等のために支出した費用、移転料等の一切の費用の償還を請求することができない。

2 乙が前項の原状回復義務を履行しないときは、甲において原状回復工事を施工し、甲が原状回復に要した費用を乙が負担するものとする。

(調査)

第28条 甲は、必要と認める場合には、期限を示して、乙にその業務若しくは資産の状況に関し報告若しくは帳簿書類その他の資料の提出を求め、又は甲の指定する者を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣して必要な調査をさせることができるものとする。

2 乙は、前項の規定による報告及び資料の提出並びに調査に協力しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第29条 乙は、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(紛争の解決)

第30条 本契約について、甲と乙との間で協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は甲と乙との間に紛争が生じたときは、東京地方裁判所に調停の申し立てを行い、甲と乙双方ともにこれを服するものとする。

2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲と乙の平等の負担とする。

(法令の遵守等)

第31条 乙は、委託業務の遂行に当たり、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令、規則を遵守するとともに、官庁内で弁当販売業務を行う業者としての品位及び秩序保持に努め、第2条の趣旨にそうよう最善の努力をしなければならない。

2 乙は、委託業務の遂行に当たり、甲の指示に従い誠意をもって行うものとする。

(消費税等の転嫁)

第32条 乙は、消費税等の転嫁に当たっては、関係法令を遵守し、消費税（地方消費税を含む。）の円滑かつ適正な転嫁を行うよう努めなければならない。

(人権尊重努力義務)

第33条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡

(案)

会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(補則)

第34条 本契約に関して疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の締結の証しとして、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関3-1-1
財務省共済組合財務本省支部長
大臣官房厚生管理官 山本 健治

乙

個人情報に関する取扱い（第7条第4項）

（定義）

第1条 本契約における個人情報とは、甲から乙に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）として甲が指定する情報をいう。

（秘密保持）

第2条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によっても個人情報を持ち出し、若しくは第三者に開示又は提供等してはならないものとする。

2 甲は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改竄及び漏洩などの事故等（以下「事故等」と言う。）故意、過失を問わない。）を発生させ、甲又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

（個人情報の使用）

第3条 乙は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

（複製等）

第4条 乙は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であって、かつ、甲の事前の書面による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

2 乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取扱うものとする。

（管理）

第5条 乙は、個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定め甲の承認を得るものとし、甲が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。

- (1) 個人情報の取扱い責任者
- (2) 個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者
- (3) 個人情報の授受、移送方法
- (4) 個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」と言う。）の方法
- (5) 個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法
- (6) 個人情報の取扱いに使用する装置、機器、触体等への技術的安全装置の内容
- (7) 従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等

3 乙は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要がある従業員その他、業務遂行に従事する者（以下「従業員等」と言う。）以外の者が個人情報に接することのない

ように個人情報を保管等するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

(個人情報の取得)

第6条 乙は、本件業務の遂行上、甲から指示がある場合を除き乙自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲に通知のうえ甲の指示に従うものとする。なお、甲が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

(問合せ等)

第7条 乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲に連絡のうえ、甲の指示に従わなければならない。

(個人情報の返還)

第8条 乙は、甲の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、甲の指示に従い乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲に報告するものとする。

(事故発生時の対応等)

第9条 乙は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはその恐れがあることを知った場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示の下に、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲に報告し了解を得るものとする。なお、乙自らの対応策についても甲が指示する場合は、甲の指示に従うものとする。

3 前2項における連絡及び対応策の実施は乙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

(再委託の取扱)

第10条 乙は、甲の書面等による承諾がなく、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 甲は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて乙に対し、第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面等による承諾を得て第三者に対し本別紙1と同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

(監査)

第11条 乙は、本件業務期間中、甲が求めた場合はその都度、第2条から第4条並びに第5条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲に報告するものとする。

2 甲は、必要があると認めた場合において乙の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本別紙1上の義務の遵守状況を確認できるものとする。なお、立ち入りの方法等について

は甲と乙で協議するものとする。

- 3 甲は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。
- 4 第1項又は第2項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した場合、或いは第3項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるものとする。また、甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

仕 様 書

1 業務件名

西ケ原研修合同庁舎内における弁当販売に係る経営業務

2 業務内容

西ケ原研修合同庁舎（以下「合同庁舎」という。）内における弁当販売に係る経営業務（以下「本業務」という。）。

3 施設等

財務省共済組合財務本省支部長 大臣官房厚生管理官 山本健治（以下「甲」という。）は、本業務の相手先（以下「乙」という。）に対して、甲が指定した施設等は無償で使用させることとする（使用予定面積 8.00 m²）。

ただし、業務に必要な設備、備品及び消耗品（以下「設備等」という。）の設置、移設、撤去及び修繕等については、すべて乙の負担とする。なお、甲が指定した施設等以外への設備等の設置等は一切認めない。

4 業務期間等

（１）業務期間は、令和 7 年 1 0 月 6 日（予定）から令和 1 2 年 9 月 3 0 日までとする。

なお、事業者の決定後、研修の実施状況や設備等の設置状況を踏まえ、担当職員と協議の上、業務開始時期を決定する。

（２）上記（１）に関わらず、甲の都合による庁舎の使用中止や法令の改正等制度改正が行われるなど、特段の事情が生じた場合には、契約期間を変更することがある。

なお、契約期間に変更が生じる場合には、乙にその旨を通知するものとし、乙はこれに同意するものとする。

5 営業日及び営業時間

（１）営業時間は、平日の昼食 12 時 00 分から 13 時 30 分までとする。

（２）休日（「行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）」に規定する行政機関の休日とする。）については、営業しないこと。

（３）営業時間又は休業日について、必要と認める時は、甲乙協議の上、営業時間の延長短縮及び研修閑散期等の規模縮小等を行うことができるものとする。

6 メニュー

（１）提供する食事の種類及び価格については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（２）メニューに使用食材のほか栄養成分の表示に努めること。

7 光熱水料

（１）乙は、甲が実績をもとに請求する光熱水料を支払うこと。

（２）乙は、別途、甲が指定する期日までに甲が指定した方法で払うこと。

8 費用負担

本業務に伴う一切の費用は、乙の負担とする。

9 名義使用の制限

乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

10 管理責任

乙は、自らの責任において施設等を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

11 衛生等の保持

- (1) 乙は、従事員の身元、規律の維持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (2) 乙は、従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、従事させないこと及び担当職員に対して速やかに報告すること。
- (3) 施設等は常に清潔に保ち、害虫等が発生しないよう措置すること。
- (4) 衛生管理の徹底を図るとともに、従業員の定期健康診断等を法令の定めにより実施し、その結果を速やかに報告すること。

12 秘密の保持

- (1) 乙は、甲及び担当職員(以下「甲等」という。)の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等の秘密に関する事項(書面等をもって甲等が乙に提供した情報及び甲等の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切)の機密性を保持し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 乙は、自らの従事者に前項を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- (3) 乙は、秘密の保持が遵守されない事実が発生、若しくはその恐れがあると知った場合には、担当職員に対して速やかに報告しなければならない。

13 損害賠償

乙は、債務不履行の場合、秘密の保持に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲に損害を与えた場合には、甲に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

甲乙いずれか一方が、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、解除を希望する日より3か月前までに書面により申し出ることにより解除することができる。

15 業務仕様

(1) 共通事項

- ① 乙は、業務を適正に履行し、本業務の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- ② 乙は、食事の種類に対する要望について甲等から連絡を受けた場合は、可能な限り対応すること。

(2) 設備関係

- ① 給水及び電気設備等を使用する場合は、以下の容量を超えてはならない。また、増設や改修の許可も行わない。

電力（室内エアコン電源を含む）		ガス(80A)	水道	換気量
動力(3φ3W)	電灯(1φ3W)	メーター号数	引込口	
63.0kw 以下	37.0KVA 以下	65 号	60mm	22,780 m ³ /h

② 乙は店舗から発生する全ての廃棄物の処理については、営業終了後に持ち帰る等、乙の責任で処分することとし、合同庁舎内での廃棄はしないこと。

③ 建物外部への電話回線及びデータ通信用回線が必要な場合は、乙の負担において設置すること。

(3) 庁舎関係

① 乙は、消防や保健所等の立ち入り検査に立ち会うこと。

② 商品の搬出入時間は、平日 7 時 00 分から 18 時 30 分までとする。

③ 合同庁舎敷地内において、搬出入用車両、及び乙らは庁舎管理者の指示に従うこと。

④ 乙は、庁舎管理規則等を遵守すること。

(4) その他

① 本業務の履行にあたって自動車を使用又は使用させる場合には、各都道府県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車を使用すること。

② 本業務の履行において使用又は使用させる自動車の自動車検査証（車検証）の提示を甲が求めた場合、速やかに提示すること。

③ 本業務については、「国等の環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」に掲げる基準に適合するものとし、環境及び省エネルギーに配慮すること。（本内容については、環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html> 参照。）

④ 乙は、弁当の売上月計表（様式第 1 号）及び毎月の収支計算書（様式第 2 号）を翌月 10 日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年度 5 月末までに甲へ提出すること。

⑤ 乙は、本業務の従事者に係る名簿、その他甲等の指示する書類を甲に提出しなければならない。

⑥ 乙は、国が促進する食事に関する各種施策について協力すること。（被災地産食品の利用促進、国産農林水産物の利用促進等）

⑦ キャッシュレス決済の導入に努めること。

⑧ 乙は、事業者決定後速やかにレイアウト設計図を甲へ提出し承認を得ること。

⑨ 本業務遂行上の疑義については、必要の都度、甲等及び乙の間で協議する。

売 上 月 計 表

令和 年 月分
会社名
(消費税等込)

区 分	売 上 高			摘 要
	数量	単 価	金 額	

仕様書 別紙
(様式第 2 号)

収 支 計 算 書

令和 年 月分

会社名

(消費税等込)

借 方	勘 定 科 目	貸 方

業務概要(要約版)

貴社名 _____

1. 職員のニーズへの対応

	ポイント(100字程度)
職員のニーズにあった決済方法・営業時間	
職員のニーズにあったメニュー・価格・サービス等	
主なメニューの種類及びメニューについてのセールスポイント	
食材についてのセールスポイント	

2. 安定的かつ継続的な店舗運営に必要な能力

	ポイント(100字程度)
資金、人材、ノウハウ等の経営資源	
徹底した従業員の教育、訓練体制	
適正な従業員の配置体制	
適正な安全管理体制	
健全な収支計画	

3. 衛生管理の体制等

	ポイント(100字程度)
施設及び従業員の衛生管理体制等 ※過去5年における食中毒事故歴申告書提出 ※従業員の細菌検査の実施回数等	

4. その他のセールスポイント(100字程度)

--

審査基準表

《西ヶ原研修合同庁舎内における弁当販売に係る経營業務》		配 点	優れている	やや 優れている	普通	やや 劣っている	劣っている
職員のニーズへの対応							
職員のニーズにあった決済方法・営業時間	内容	20点	20	15	10	5	0
職員のニーズにあったメニュー・価格・サービス等	オリジナリティや魅力	15点	15	10	8	3	0
主なメニューの種類及びメニューについての セールスポイント	オリジナリティや魅力	10点	10	7	5	2	0
食材についてのセールスポイント	内容	5点	5	4	3	1	0
安定的かつ継続的な店舗運営に必要な能力							
資金、人材、ノウハウ等の経営資源	内容	5点	5	4	3	1	0
徹底した従業員の教育、訓練体制	内容	5点	5	4	3	1	0
適正な従業員の配置体制	内容	5点	5	4	3	1	0
適正な安全管理体制	内容	5点	5	4	3	1	0
健全な収支計画	内容	5点	5	4	3	1	0
衛生管理の体制等							
施設及び従業員の衛生管理体制等 ※過去5年における食中毒事故歴申告書提出 ※従業員の細菌検査の実施回数等	内容	20点	20	15	10	5	0
その他のセールスポイント	内容	5点	5	4	3	1	0

合 計	100点
-----	------

申 告 書

財務省大臣官房厚生管理官 殿

「西ヶ原研修合同庁舎内における弁当販売に係る経營業務」の応募に当たり、
令和 年 月 日から令和 年 月 日（提出日）までの 5 年間に
おける食中毒の有無について、次のとおり申告致します。

発 生 年 月 日	保 健 所 か ら 受 け た 処 分	備 考

上記の内容については、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

住 所

会社名
(氏名)

業務確約書

「西ヶ原研修合同庁舎内における弁当販売に係る経營業務」の応募に関し、別添募集要領及び仕様書に定める業務を適正に履行し、損害を与えた場合には一切の損害を賠償することを確約いたします。

令和 年 月 日

財務省大臣官房厚生管理官 殿

(郵便番号) —

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

会 社 概 要

会 社 名	
本 社 所 在 地	
創 業	年 月 日
資 本 金	千円
代 表 者 名	
上 場 の 有 無	
事 業 内 容	
特 色	
衛 生 管 理	
損害賠償の加入状況	
営 業 店 舗 数	店（うち都内 店）
主 な 営 業 区 域	
役 員 数	
従 業 員 数	正社員 名、準社員 名、アルバイト 名
官公庁との取引状況	

フランチャイズ契約証明書

「西ヶ原研修合同庁舎内における弁当販売に係る経營業務」委託契約を締結する場合には、

「
」
とフランチャイズ契約を締結することを証明いたします。

令和 年 月 日

財務省大臣官房厚生管理官 殿

(郵便番号) ー

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

上記の者とフランチャイズ契約を締結いたします。

(郵便番号) ー

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別添役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

財務省大臣官房厚生管理官 殿

令和 年 月 日
住所（又は所在地）
社名及び代表者名

※添付資料：役員等名簿

役員等名簿

法人(個人)名:

役 職 名	(フ リ ガ ナ) 氏 名	生 年 月 日	性 別	住 所
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

質 問 書

(令和 年 月 日)

質 問 事 項	回 答 事 項
質 問 会 社 名	
担 当 者 氏 名	
連 絡 先 (TEL) (E-mail)	